

佐賀県教育委員会訓令甲第3号

本 庁
教育事務所

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この訓令による改正後の教育庁専決規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。